

認可を受けようとする
地縁による団体の名称

代表者氏名

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

- (1) 有
(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

- (1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏 名

(2) 無

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

※該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

1 代理人の有無

- (1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏 名
住 所

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人および地方自治法第260条の10の特別代理人を指します。

※該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

- 第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- 第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。